

## 白山都市計画特別用途地区の変更（白山市決定）

都市計画特別用途地区を次のように変更する。

種 類	面 積	備 考（建築制限の概要）
第一種特別工業地区	約 9.7 ha	○風俗営業関連施設等の抑制 ○公害発生型工場の抑制
第二種特別工業地区	約 93 ha	○風俗営業関連施設等の抑制 ○専用住宅等の抑制
第三種特別工業地区	約 7.3 ha	○風俗営業関連施設等の抑制 ○大規模集客施設の抑制
第四種特別工業地区	約 64 ha	○風俗営業関連施設等の抑制
第一種商業専用地区	約 23 ha	○風俗営業関連施設等の抑制 ○学校、公害発生型工場の抑制
合 計	約 197 ha	

「位置及び区域は計画図のとおり」

### 理 由

石川県では、市町村合併に伴い、「松任都市計画区域」、「美川都市計画区域」及び「鶴来都市計画区域」を一つの都市計画区域となる「白山都市計画区域」として統合し、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全を図ることとしている。

これを踏まえ、用途地域の指定にあたっては、白山市都市計画マスタープランの位置付けに従い、適正な土地利用の規制・誘導を行なっているところであるが、用途地域の指定を補完して地区の特性にふさわしい土地利用の増進又は環境の保護を図るために、特別用途地区の追加指定を行なうものであり、また、この統合に併せて松任都市計画特別工業地区を白山都市計画特別用途地区に名称の変更を行なうものである。